

2023 年度
「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」
募集要項

2023 年 2 月



独立行政法人国際協力機構（JICA）

2023 年度「日系次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」
募集要項

1. 研修の目的

中南米の日系社会では世代交代が進み、2 世、3 世以降が今後の日系社会を担う存在となっています。本研修は今後の日系社会を担う世代に対する本邦での研修を通して日本との関係強化や移住先社会の発展に貢献できるような人物を育成することを目的としています。

本研修では、これまで来日機会に恵まれなかった優秀な日系高校生が、本邦での様々な交流を通じ自らの考えを発信する機会を持つこと、また、本研修で得た知識や成果を基に日系社会をリードする発信力のある人材へと育成されるとともに、日本人の海外移住の歴史に関する学習、その他各種研修を通じて、自分たちのルーツと日本に対する理解を深める、さらに自らの日系人としてのアイデンティティを強化することをねらいとしています。

2. 対象国および受入計画数

10 カ国 40 名 ※2023 年度特別枠含む（+引率者 3 名）

対象国	人数	対象国	人数
ブラジル	18 名※	メキシコ	2 名
ボリビア	4 名※	ドミニカ共和国	1 名
パラグアイ	4 名※	コロンビア	1 名
ペルー	4 名※	ベネズエラ	1 名
アルゼンチン	4 名※	ウルグアイ	1 名※

※特別枠については P8 の 14.に記載してます。対象国の応募者は確認ください。

3. 研修期間（予定）：24 日間

来日日：2024 年 1 月 15 日（月）

帰国日：2024 年 2 月 7 日（水）

4. 研修概要 ※プログラムの内容は変更となる可能性があります。

プログラム	内容	研修場所
移住学習	海外移住資料館等の見学 移住に関する講義、ワークショップ 各研修員のルーツを探る	JICA 横浜 史跡、博物館等
日本の高校生との国際交流会	国際交流会	神奈川県内の高校（予定）
研修旅行	日本の文化・社会・科学技術等の理解	未定
その他	プレゼンテーション指導 作文指導 研修報告会	周辺の会議室

【重要】新型コロナウイルスの感染状況により、実際の研修内容が上記から変更となる可能性があります。

5. 宿泊（研修旅行期間を除く）

JICA 横浜周辺のホテルを予定しています。

6. 引率者

渡航中・研修中の研修員の生活指導・健康管理その他必要な指導のため、下記のとおり引率者を招へいします。今年度訪日研修実施より、従来のプログラム引率者（日本語学校教員）に加え、研修員とコミュニケーションを取り、健康面や安全面の管理を行う引率者（健康・安全管理員）を追加募集します。

- ◆ブラジルから1名（日本語学校教員）
- ◆対象国の日系社会関係者から2名（健康・安全管理員）

引率者（日本語学校教員）の主な役割は、以下のとおりです。

- (1) 本邦への往路・本邦からの復路における研修員の引率
- (2) 研修員の健康、生活管理に係る指導及び対応
- (3) 研修プログラムへの同行及び実施補助
- (4) 研修報告書執筆に係る指導
- (5) その他、研修において必要な業務

引率者（健康・安全管理員）の主な役割は、以下のとおりです。

- (1) 研修員宿泊フロアの夜間巡回による安全管理・指導
- (2) けがや急病などの一次受付、及び二次対応者への連絡

※夜間に上記役割を遂行していただくことを想定していますので、日中は、体を休める時間を取っていただきます。

※引率者（日本語学校教員）については以下2点の条件を満たしている方を希望します。

- (1) 教師歴について：日本語学校での勤務歴が2年以上で、研修員と同年代を対象としたクラスを担当している（または担当したことがある）先生。
- (2) 日本語力について：1世の先生でない場合には、日常での日本語会話やりとりにも問題がなく、かつスペイン語圏の研修員とスペイン語または英語で意思疎通ができる先生。

※引率者（健康・安全管理員）については以下の条件を満たしている方が対象になります。

- (1) 20歳以上の日系社会の関係者（日本語学校教員、日本人協会会員、JICA 帰国研修員、日系の大学生などが該当）日常において日系社会で研修員と同世代と接している方が望ましい。（参加研修員の保護者は対象外）
- (2) 日本語能力は日常会話程度以上とし、研修員とスペイン語/ポルトガル語で意思疎通ができる方。
- (3) 健康で責任をもって業務を遂行できる方。

7. 【研修員】応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫（※）であること。
※日本人移住者の血統を引く者を指します。
※事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。
- (2) **研修参加時点で**、本事業対象国の教育機関に所属し、かつ年齢が、原則、日本の高校生相当（16歳以上、18歳以下）であること。
- (3) 原則、中学生招へいプログラム参加経験者は対象とせず、来日経験のない候補者を優先する。
- (4) 親権者または保証人の同意が得られること。
※共同親権が法制化されている国においては、全親権者の同意が得られること。
- (5) 日常会話レベルの日本語力又は英語力を有すること。また日本での講義を日本語または英語で受講し、かつ議論に参加できるレベルの能力を有すること。
- (6) 原則6ヵ月以上日本に滞在したことがないこと。また、幼少期を除いて複数回来日経験のあるものは6ヵ月未満の滞在であっても原則対象としない。
- (7) 日本についての理解を深める強い意欲があること。
- (8) 心身とも健康で、本邦での集団生活に耐えられること。
※アレルギーや日常的に摂取している薬があるか等、健康診断書に記載がない場合でも、可能な限り確認の上推薦してください。
- (9) 原則、来日から帰国までJICA指定の全日程に参加できること。

8. 応募書類

【研修員】

- (1) JICAが指定する以下の様式を使用して応募してください。

ア. 身上書…正本 1 通 (様式第 2 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

氏名：この書類に書かれた氏名の表記（漢字・ひらがな・カタカナの区別も含みます）にしたがって、**査証申請に必要な合格通知書**を在外事務所にて発行します。**読みやすい字**で記入してください。

氏名アルファベット：

この氏名により、航空券の予約の確認等を行います。**読みやすい字で、渡航の際に使用する旅券に書かれているとおりに記入してください。スペル、名字と名前の順番、ミドルネームの有無に注意して記入してください。**

国籍：**来日に使用する旅券の国籍を記入してください。二重国籍の場合でも、今回の来日に使用する方の旅券の国籍だけ記入してください。さらに、日本以外の旅券を使用する場合は、日本国籍の有無についても記載してください。**

イ. 写真…2 枚

最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。

（縦 4cm×横 3cm、上半身、正面、脱帽、裏面に氏名・国名を記入）

※1 枚は身上書に貼付してください。（データ可）

もう 1 枚はデータで他の応募書類とともに締切日までに提出してください。

ウ. 健康診断書…正本 1 通 (様式第 3-A 号又は第 3-B 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※全ての項目を受診し、診断結果が記入されていることを確認してください。**未受診項目や記入漏れがある場合は受け付けられません。（既往症、レントゲン写真番号、服用中の薬など、特に留意してください。）**

※アレルギー等持病や日常的に摂取している薬等がある場合は必ず申告してください。

※記入事項に虚偽のものがあると判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

エ. 誓約・同意書…正本 1 通 (様式第 4 号)

和文を提出してください。（英文は参考資料です。）

※共同親権が法制化されている国では、全親権者のものが必要となります。

オ. 作文「本研修の参加目的と計画」 (様式第 5 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※「本研修になぜ参加しようと思ったのか。どのような目標を持っているか。」について、日本語又は英語で作文を書いてください。

(2) 各団体から以下の書類を取り付け、応募と同時に提出してください。

所属日系団体からの推薦状…正本 1 通

※所属団体がない場合は提出不要ですが、応募を機会に近辺の日系団体とコンタクトを取っておくことが望ましいです。

(3) 所有していれば、以下の書類も応募と同時に提出してください。

ア. 日本語能力試験認定書等日本語能力に関する証明書類…写し 1 通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

イ. TOEIC、TOEFL 等英語能力に関する証明書類…写し 1 通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

ウ. 来日に使う旅券の写し（査証や出入国記録が記されている全てのページ）

(注 1) 上記 (1) のア、オの書類は必ず本人が作成してください。

(注 2) 上記 (1) から (3) までの書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日（各国によって異なる）までに完全に揃っていない場合は受理されません。

(注 3) 提供された個人情報、①合否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまとめ等の統計資料の作成のみに利用します。

【引率者】日本語学校教員及び健康・安全管理員

(1) JICA が指定する以下の様式を使用して応募してください。

ア. 身上書（引率者用） （様式第 7 号-1、第 7 号-2）

※【研修員】応募書類（1）のア.の説明文を参照してください。

※様式第 7 号-2 については、様式に記載されているテーマについて執筆してください。

イ. 誓約書（引率者用） （様式第 8 号）

ウ. 健康診断書 （様式第 3-A 号又は第 3-B 号）

※健康診断書の様式については、研修員の応募書類と共通です。（【研修員】応募書類（1）のウ.を確認してください。）

(2) 来日に使う旅券の写し

応募時点で旅券を所有している場合、査証や出入国記録が残されている全てのページを提出してください。

9. 募集期間

JICA 在外事務所への応募書類提出締切日は各在外事務所により決定されるため、各在外事務所の指示に従ってください。

応募の時点で旅券を持っていない応募者は、ただちに旅券取得の手続きを開始してください。外務省へ査証の手続きを依頼する際に、必ず、旅券に記載される正しい氏名の情報が必要になります。また、合格通知を受けてから旅券の手続きを始めると、来日に必要な査証取得が間に合わない可能性があります。査証取得が間に合わない場合には、研修への参加ができなくなることがあります。

※ただし、合否に関わらず、旅券取得経費について JICA は負担しません。

10. 所要経費の支給

JICA は規程に基づいて次の経費を負担します。

- (1) 指定する経路の往復航空運賃（航空券の現物支給とし現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担します。）
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設の移動に係る経費
- (3) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中の生活費（食費）
- (4) 宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険（往路・研修期間・帰路に係る期間）

※原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。

※本邦滞在中は、技術研修/日系研修の研修員と同様、メディカルカードを作成します。

研修中の傷病については、研修スタッフが同行しメディカルカードが使える病院に行きますので、研修員に診療費の支払が生じることはありません。なお、**既往歴や歯の治療は対象外**です。

- (6) 所外研修、高校体験入学、ホームステイ、研修旅行に係る JICA 横浜と訪問先のための往復旅費
- (7) 研修先に対する研修経費
- (8) 引率者の支度料及び雑費（引率者のみ一般の技術研修員に準じて支給されます。）

11. 研修報告

研修員は研修修了時に本研修について報告書を提出するものとします。提出された報告書は製本の上、帰国前に研修員本人に手交します。（なお報告書は研修受入先と JICA 在外事務所にも配布します。）また、研修員は帰国後に日系団体等での報告会を行い、実施報告書を JICA 在外事務所に提出してもらいます。

12. 研修員の資格取消

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。この場合、(6) および (8) の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

- (1) JICA の規則、指示および決定に従わなかったとき
- (2) 研修先の規則に違反した場合
- (3) 日本国の法令に違反した場合
- (4) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- (5) 本人の都合により研修を中断したとき
- (6) 心身の著しい障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- (7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (8) その他 JICA がやむをえないと認める事由があるとき

13. その他の留意事項

- (1) 家族の同伴は認められません。原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
- (2) フライトスケジュールについては JICA 在外事務所が決定の上、合格者に対して連絡します。
- (3) 滞在延長や帰路変更は認められません。研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国してください。
- (4) 応募者は、事業対象国の国籍を有すること（あるいは日本の国籍を有すること）が望ましいです。
- (5) 合格者は「肖像権および個人情報使用承諾書」を提出してください。本研修期間中、JICA が契約するカメラマン又は委託先が、広報（各種報告書含む）用として写真及び

動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、署名してください。

- (6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修プログラムの変更、または来日中止となる可能性があります。なお、入国時に有効なワクチン接種証明書、または出国前PCR検査証明書が必要な場合は、研修員各自で責任をもって準備してください。最新の水際対策に伴う必要な各種書類・検査に関わる費用は自己負担となります。
- (7) 2023年度はJICA横浜センターの改修工事を予定していることから、横浜センター外での研修実施を予定しています。

14. 2023年度特別枠について

(1) 特別枠とは：

2020年度～2022年度新型コロナウイルス感染拡大により、本邦研修が中止となり、多くの子弟の来日の機会が失われたことから、可能な限り多くの子弟の来日が実現できるよう、通常プログラムの対象人数に加えて追加募集するものです。

(2) 対象国（人数）：

ブラジル（4）ボリビア（1）パラグアイ（1）ペルー（1）アルゼンチン（1）及びウルグアイ（1）

(3) 対象年齢：研修参加時点で高校生年齢（16歳以上、18歳以下）

以上

別紙1：「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」応募書類様式

- 身上書（様式第2号）
- 健康診断書（様式第3-A号：和文、様式第3-B号：英文）
- 誓約・同意書（様式第4号）
- 「本研修の参加目的と計画」（様式第5号）

別紙2：「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」引率者応募書類様式

- 身上書（引率者用）（様式第7号-1、第7号-2）
- 誓約書（引率者用）（様式第8号）

※様式第1号及び6号はJICA在外事務所が作成する書類なので、本募集要項には添付していません。